

# 「平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨」及び「平成 16 年 7 月福井豪雨」による災害復旧に関する緊急要望

去る 7 月 13 日に新潟県・福島県の両県が、また 7 月 18 日には福井県が集中豪雨に見舞われ、土石流や河川の氾濫により、多くの尊い人命が奪われるとともに、道路や河川の損壊は勿論、家屋の全半壊や床上・床下浸水などの大きな被害をもたらし、住民の生活と地域の産業に甚大な被害をおよぼしている。

よって、国においては、被害の実情を十分勘案し、下記事項等について早急に万全の措置を講じられるよう強く要望する。

## 記

- 1 早期に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく指定と適用を行うこと。
- 2 被災市の災害復旧、災害応急対策、泥土・流木等の処理、災害廃棄物処理などに必要な費用に対し、特別交付税による措置など万全の財政措置を行うこと。
- 3 今回の豪雨による住宅被害に対しても、「被災者生活再建支援法」を柔軟に運用し、被災者に対する 1 日も早い生活再建について支援すること。

以上要望する。

平成 16 年 8 月 5 日

全国市長会